



医労連自動車共済担当者向けオンライン実務相談会 Terakoya Café 開催しました



2023年11月10・20日、12月8・20日の4回、「Terakoya café」を開催しました。この相談会は、自動車共済って難しそう、担当するの不安・・・という実務担当初心者に向けて、「実務紹介」と「質問相談コーナー」を行いました。のべ19組織、24名にご参加いただきました。

相談会で上映した、「実務紹介」の動画は医労連共済のホームページの「共済説明会用動画」からもご覧になれます。(パスワード tasukeai)



～寄せられたご質問～

Q. 脳梗塞の方が長期入院のため運転できない場合、解約はできますか？

A. 解約はできますが、車がある状態で解約すると、等級を保存する中断証明書の発行ができません。その際、運転ができるようになって再加入しようとしても、基本は新規6等級の掛金が高い契約からとなります。20等級などの高い等級で加入されている方の場合、解約せず補償内容を小さくして加入を続けたままの方がお得な場合もありますので、ご相談ください。

Q. 重複注意がよく分からない

A. 「人身傷害車外特約」、「弁護士特約」、「原付バイク特約」は、記名被共済者（主に運転する方）・その配偶者・同居の親族など「対象となる方」を補償する特約となります。一台につけてあれば「対象となる方」すべての方が補償されていますので、更に契約車ごとにつけられても重複契約となるため掛金の無駄となります。ただし、弁護士費用特約については一部重複しない部分もあるため（弁護士への支払いが300万円以上となった場合の補償限度額が増額となるなど）、契約車ごとにつけても全く無駄になるともいえません。

～参加者から～

* 拡大に苦戦しているが、それでも一定の新規加入もあり、加入した方は組合をやめない。1年に1回継続時期には組合事務所に顔を出してくれるきっかけでもあり、共済は組合活動として大事であると認識している。

* 最初は若い男性の組合員さんから加入希望があり、まったく説明できないレベルからスタートした。共済と組合員さんと何度も電話しながら加入につなげた。組合員さんに喜ばれている。組合員同士がぶつけてしまった時も一人は民間損保だったが、中部自動車共済の対応の方が良かったと、後日医労連共済に切り替えした。毎回組合員さんの質問に分からないことがあるので、分かるまで何度も共済に電話して聞いて、を繰り返して自分の宝物にしている。みなさんも共済拡大がんばりましょう。